

機能的性質と心的因果
-----キムの還元主義を越えて-----

柴田正良(金沢大学)

1. 性質の存在論と心身問題

<黒い>は立派な一つの性質だ。あの電柱のカラスもこの性質をもつし、私の車のボディも、冬にかぶっていた帽子もこの性質をもつ。また、<エーゲ海デロス島から 2000 キロ以上離れている>も、立派といえるかどうかはともかく、一つの関係的性質であり、金沢や白山など、多くのものがこの性質をもつ。したがって、述語「黒い」は、あのカラスや私の車に関して適用されれば真なる文「あのカラスは黒い」などを生成し、述語「エーゲ海デロス島から 2000 キロ以上離れている」も多くの事物に関してそうである。したがって、よくある操作として、この二つの述語から選言「あるいは」によって一つの選言的述語「黒いかあるいはエーゲ海デロス島から 2000 キロ以上離れている」を作り、例えばそれを、明日焼き肉パーティで使う備長炭のこの炭に適用すると、次の真なる文を作り出す。

(1) 「この炭は、黒いかあるいはエーゲ海デロス島から 2000 キロ以上離れている」

さて、ところで、今度はこの述語から逆にたどって、われわれはそれに対応する選言的性質<黒いかあるいはエーゲ海デロス島から 2000 キロ以上離れている>を得ることができるだろうか。問われているのは、この炭がもつとされる、選言的であれ単一の性質の存在である。一般に、哲学者はそのような選言的性質の存在に否定的だ。いくつもの理由が提出されている。一つは、選言性のもつ節操の無さである。よく知られている論理的理由から、述語「P」がある対象に当てはまるなら、選言的述語「P あるいは Q」は、もう一方の選言肢「Q」がどんな述語でも、その対象に当てはまる。つまり、「Q」は、「赤い」でもいいし、「60 トンである」でもいいし、「チカが捜している」でもかまわない。例えば、次の(2)は、「黒い」がこの炭に当てはまる述語であるがゆえに真である。

(2) 「この炭は、黒いかあるいはチカが捜しているものである」

ここで、「Q」の位置に来る述語がどんなものでもよいという意味は、それが単独でその対象に適用されたなら偽なる文、例えば「この炭は 60 トンである」を生成する、というような場合でもかまわないということだ。それでも、「この炭は、黒いかあるいは 60 トンである」は真である。したがって、どんな述語でもいいのだから、「この炭は黒いかあるいは 60 トンでない」も同様に真である。

確かに、言葉をどんな風に組み合わせるのも可能だし、それがこの場合に真なる言明を作り出す論理的理由も立派に存在する。しかし、それに合わせて、奇妙な性質が続々と世界に誕生するのだろうか？ あるいは、そのような奇妙な性質は、そのような述語によって取り出される前から、すでに世界の中に存在していたのだろうか？(注 1) 選言性の節操の無さに由来する選言的性質のいかにわしきは、性質を表す述語がある対象に関して当てはまるがゆえにそれを主張する言明が真となる場合の根拠、つまり真理根拠(truth maker)を考えてみるとはっきりする。例えば、ごく普通に考えれば、「この炭は黒い」が真である根拠は、述語「黒い」がこの炭に当てはまることであり、さらに「黒い」がこの炭に当てはまる根拠は、この炭が<黒い>という性質をもっていることである。すると、(1)が真である最終根拠は、この炭が<黒いかあるいはエーゲ海デロス島から 2000 キロ以上離れている>という選言的性質をもっていることだ、ということになるだろう。しかし、この炭は、<エーゲ海デロス島から 2000 キロ以上離れている>という性質をもつか否かに関わりなく、<黒い>とい

う性質をもつがゆえに、(1)は真なのである。ということは、(1)が真であるための真理根拠として、選言肢の一方である<エーゲ海デロス島から2000キロ以上離れている>という性質はまったく効いていない、つまりそれは実際には根拠となっていない、ということだ。であるなら、そもそも選言的性質の存在を仮定する必要はないように思われる。

他方、(1)が真である根拠は、選言的性質を仮定せずとも与えることができる。それは、(1)を次の(3)の省略形として分析することだ。

(3)「この炭は黒いか、あるいはこの炭はエーゲ海デロス島から2000キロ以上離れている」

すると、この(1)が真であるには(3)の選言肢の一つである「この炭は黒い」が真であるだけで十分であり、その真理根拠は、この炭が<黒い>という性質をもっていることに他ならない。というわけで、選言的述語「黒いかあるいはエーゲ海デロス島から2000キロ以上離れている」の形成に用いられた「あるいは」は、新しい述語を生成するための言語的装置ではなく、新しい選言文を生成するための文結合子だと理解した方が誤解がない。したがって、問題の選言的述語が存在するのは見かけ上だけのことであるから、ここから、その真理根拠である選言的性質にまで遡ることはできない。つまり一言でいえば、選言的性質は存在しない。キムのうまい言い方をもじれば、チカがお昼にハンバーガーかホットドックを食べたのが本当だとしても、彼女が食べたのはハンバーガーか、あるいはホットドックか、あるいはその両方であって、決して<ハンバーガーあるいはホットドック>という珍奇な選言的スナックではない。そのようなスナックは、<黒あるいは赤>という単一の色と同じように存在しない(Kim [1998], p.107)。

選言的性質、より正確には、真理値表で定義されるような「古典論理」的な(つまり、量子力学で用いられるような非古典的なものではない)選言的性質に反対する3つのより一般的な議論が、アームストロングによって与えられている(Armstrong [1978b], p20)。それによれば、第一に、選言的性質は、原理「真正の性質は異なった個体において同一である」に反する。まず、個体 a は性質 P をもつが Q をもたないのに対し、b は逆に P をもたないが Q をもつとせよ。ここから、a と b は両者ともに<P あるいは Q>という性質をもつからこの点で同一だ、と結論するのはバカげている。第二に、もし a が P なら、「P」と任意の述語「 ϕ 」から生成される無数の述語「P あるいは ϕ 」が a に当てはまることがア priori に知られる。このように、個体がどれくらいの数の性質をもつかということ(この場合、少なくとも述語の数だけ多くの性質をもつということ)が経験的探求によらずにア priori に知られるということは、逆に、それらは真正の性質ではないということの証明になる。というのも、個体がどのような性質を、どれくらいもつかということは、経験的探求によって決定されるべきだから・・・最後に、選言的性質は、性質とそれのもつ因果的力のつながりを断ち切ってしまう。再び、a は P をもつが Q はもたないとしよう。すると、述語「P あるいは Q」は a に当てはまるが、a が何らかの因果的作用を及ぼすとき、a は<P>という性質をもつことによるのみその作用を及ぼす。この場合、a がさらに<P あるいは Q>という性質をもつことは、a に因果的力を何一つ付け加えないだろう。したがって、これは、<P あるいは Q>という性質が真正の性質ではないことを示している。

選言性という謎

本論文の直接のテーマではないが、選言性はいくつかの興味深い哲学的問題を生じさせる(これにあまり興味のない方は、このブロックの文章を飛ばして読みたい)。例えば、その一つは、知識の古典的定義「正当化された真なる信念」に対するゲティアの反例だ。プラトン以来の古典的定義では、ある人が p を知っているということは、p が真であり、その人が p を信じていて、なおかつ p を信じる点でその人が正当化されている(しかるべき根拠をもっている)ことが必要にして十分な条件である。そこで、ある人が p (スミスの持っている

車はトヨタだ)を信じるだけのきわめて強い証拠を持っているとすると、このとき、適当な言明 q :「チカはいまバルセロナにいる」、 r :「チカはいま上海にいる」、 s :「チカはいまメルボルンにいる」を選び、3つの選言命題「 p あるいは q 」、「 p あるいは r 」、「 p あるいは s 」を作るなら、その人は、初歩的な論理的知識を持っているという前提の下で、この3つの命題のいずれをも信じる点で正当化されている。ここまでは問題ない。さて、その人は以上の3つの選言命題を論理的根拠から受け入れはするが、 q 、 r 、 s のどれが真であるかはまったく見当もつかないとしてみよう。しかし、このとき実は、この人はまったく知らなかったのだが、実はスミスはトヨタ車を所有しておらず(p が偽)、また、たまたまチカは現在メルボルンに住んでいたとするなら(s が真)、その人は、第三の選言命題「 p あるいは s 」を知るための定義を満たし、それゆえ、それを知っていることになる。しかし、定義を満たしているからといって、「スミスの持っている車がトヨタか、あるいはチカがいまメルボルンにいる」ということをその人が知っている、というのは奇妙なことだろう。何といても、その人はスミスの車については間違っていたし、チカの居場所については見当もつかなかったのだから(Gettier [1963], p.123.)。

N. グッドマンの有名な「帰納法の新たな謎」もまた、選言性にひっかかっている。述語「グリーン」と宝石のエメラルドを考えてみよう。「このエメラルドはグリーンだ」という言明は、「すべてのエメラルドはグリーンだ」という言明の信頼性を高める。つまり、前者は後者を確証するだろう。しかし、「この男性は『スターウォーズ』のダースベイダーが好きだ」という言明は、そんな風には、「すべての男性はダースベイダーが好きだ」という言明を確証しない。すべてのエメラルドがグリーンなのは法則的なことだが、その男性がダースベイダーを好きなのは偶然的なことにすぎないからだ。つまり、「すべてのエメラルドはグリーンだ」という言明は、どのエメラルドによっても確証されるからこそ、法則的言明であるように思われるのだ。ところが、ここでグッドマンは、「グリーン」に代えて奇怪な述語「ブルー」を新たに登場させる。「ブルー」の適用条件は、「現在までに観察されていてグリーンであるか、あるいはいまだに観察されずにいてブルーである」というものだ(注 2)。したがって、この人工的な述語「ブルー」の適用対象は、「すでに観察済みのグリーンな事物と、まだ観察されていないブルーな事物」のすべてである。問題は、これまでに観察された世界中のすべてのエメラルドが、「すべてのエメラルドはグリーンだ」という言明とまったく同様に、「すべてのエメラルドはブルーだ」という言明をも確証してしまう、という点にある。なぜこれが困るのかといえば、ここから、「すべてのエメラルドはブルー」なのだからまだ観察されていないエメラルドはすべてブルーだ、と主張できるからである。しかし、エメラルドは、すでに観察されているがいがまいがグリーンのはずだ。この帰納法の新たな謎は、いまだ満足のいく形ですっきりとは解決されていない(Goodman [1955], Ch.3)。

さらにもう一つ、原因の選言性に由来する心的表象の「選言問題」がある。話の筋はこうだ。意味に関するフォーダーのような自然主義によれば、語の意味の裏打ちを与えるのは心的表象である。そして、心的表象の意味は、基本的にはその特定の心的表象を引き起こす原因となる事物である。つまり、日本語「猫」の意味を支えるのが心的表象《猫》であり、その心的表象の意味はそれを引き起こす原因たる実在のその猫だ、というわけだ。もしこの説明が意味の真相を捕まえているなら、自然主義者にとってこれほど望ましいものはないかもしれない。というのも、これは、「猫は猫だから猫と言うんだ」という子供の言い分に隠された自然主義的真実によって、意味を解明することにつながるからである。しかし、日常的にもよく知られているように、複数の異なる原因が同じタイプの結果を引き起こす、というような事例は枚挙にいとまがない。つまり、海岸の太陽か、あるいは日焼けサロンの太陽灯か、あるいは溶鉱炉の炎があなたの左腕に同じ軽い火傷の跡を残すように、裏庭の猫か、あるいは闇夜の子犬か、あるいは遠目に見た子豚が同じタイプの《猫》表象をわれわれの内に引き起こす、といったことがあるだろう。その場合、《猫》の意味は、その選言的原因にしたがって、<裏庭の猫か、あるいは闇夜の子犬か、あるいは遠目に見た子豚>と

いう選言的なものとなるだろう。しかし、さらに、表象者と(猫かもしれない)遠位的原因の間に適当な中／近位的攪乱要因(光の加減や目の錯覚、等)が介在するなら、ほぼ無数の任意の遠位的原因がこの選言肢の位置に来るであろう。つまりその場合、表象《猫》は、無数の選言肢を持つ野放図な選言〈猫かあるいは…〉を意味することになる。これは、表象の意味を絶望的なまでに不確定にするばかりでなく、賢明な読者ならお分かりのように、そもそも「表象の誤り」というものが説明不可能になる事態だ。したがって、これは、この種の意味の理論にとっては呪うべき憂鬱の種である(Fodor [1987], Ch.4)。

選言性が、それ自体として、哲学的に何かまがまがしいものを内に含んでいるのかどうかは私には分からない。また、この種の哲学的困難が、同じ一つの根から生じた本質的に同じ問題であるのかどうか分からない。もしかすると、世界の側にある選言性、ひょっとすると形而上学的な選言性と、われわれの側の志向性とのズレがこの種の問題を引き起こしているのかもしれないし、あるいは、われわれの認知メカニズムの影が世界の側に空虚な幻影を作り出しているだけなのかもしれない(またしても選言?)。いずれにせよ、この問題はまた稿を改めて論ずることにしよう。

機能的性質と実現性質

さて、われわれの問題に戻ろう。選言的性質といった存在論的問題が、なぜ心の哲学に関係するのか。それは、意識や感覚やクオリアといった心的現象の現象的性質はともかく、少なくとも認知から行動にいたるまでの情報处理的性質に関しては、それを一種の機能的性質と見る機能主義が、いまのところただ一つの有望な科学的探求の道だからである。そしてさらになぜ、心についての機能主義が選言的性質と関係するののかと言えば、まさに、機能主義の存在理由とも言うべき多重実現テーゼ(multiple realization)が、選言的性質の存在を要求しているように見えるからである。

このことを、簡単に確認しておこう。機能主義の主張を理解するには、何らかの性質の「本質」は何か、と問うのが一番いいかもしれない。例えば、〈水である〉という性質はそのマイクロ構造を本質とする、というのが一般的な理解だろう。つまり、ある物質が〈冷たい〉、〈透明だ〉、〈0℃で氷る〉といった、水と同じ現象的・表面的性質をいかに持とうとも、その分子構造が H₂O でないなら(必要条件の不充足)、パトナムの有名な XYZ 物質のように、それは水ではない。他方、ガス状の物質であれ何であれ、それが H₂O の分子構造をもつなら(十分条件)、それは掛け値なしに水(蒸気)なのである。それに対し、あるものが〈貨幣である〉かどうかは、そのマイクロ構造にはほとんどまったく関係がない。〈貨幣である〉という性質は、その一万円札が持ついくつかの性質、例えば〈しかじかの色と形を持つ紙切れである〉、〈造幣局で印刷された〉、〈しかじかの検査をパスした〉といった性質(／関係的性質)の束が、〈商品である〉、〈自動販売機である〉、〈サイフである〉といったいくつかの性質に出会ったときに、〈交換される〉、〈飲み物を出させる〉、〈しまわれる〉といった関係が出現するということ、つまり、それらの性質間に成り立つ関係的性質の束だということである。それは、〈砂糖である〉という性質と、〈水である〉という性質との間に、〈溶ける〉という関係的性質が成立するのと基本的に同じことである。もっと、単刀直入に言えば、〈ある色と形をした〉紙切れが、コンビニという場所で、〈商品である〉何かと〈交換される〉ということだ。このとき、〈貨幣である〉という性質は、〈しかじかの色と形を持つ紙切れである〉という性質が、ある状況(例えばコンビニ)で、商品との交換というようなある役割、ふつうは因果的な役割を果たすということ、つまりある機能を果たすということにおいて成り立っているがゆえに、機能的性質と呼ばれる。

そうすると、ここからごく自然に出てくる帰結の一つに、問題の因果的役割を演じるものは、その素材やマイクロ構造の点では何であってもかまわない、ということがある。つまり、さまざま異なる素材が同じ因果的役割を果たすがゆえに、同じ機能的性質をもつ、というわけだ。では、貨幣の場合はどうだろうか。〈貨幣である〉という性質は、一万円札によつ

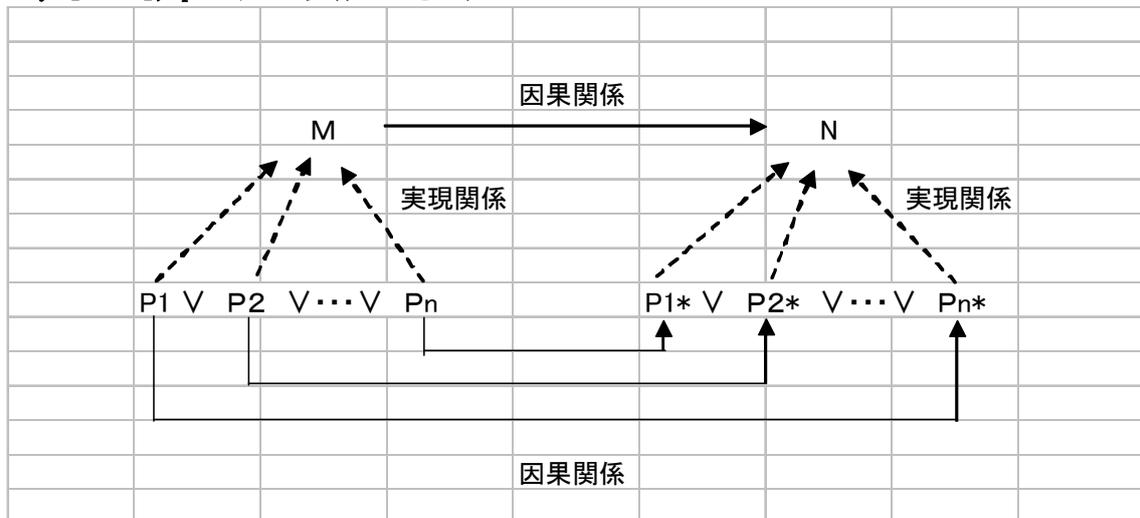
でも、最近の 500 円硬貨によっても、またアメリカの 20ドル札によっても、はたまた古代のある種の貝殻によっても実現され、それらによって共有される。したがって、機能的性質は一般には多重に実現されうる、しかも高階の性質である。なぜ高階かという、個体を 1 階のレベル、個体が持つふつうの性質を 2 階のレベルと数えると、機能的性質は<性質を持つ関係的性質>なので、ふつうの性質よりもレベルが上の 3 階にあると見なすことができるからだ。

では、心に関する機能主義の主張とはなんなのか。この主張は、心的性質の多くの部分が機能的性質(／状態)に他ならないというものだ。例えば、痛みは、大まかに言って、ある刺激(S)が入力されたとき(指にバラの棘がささったとき)、それがシステムのその時の内部状態(Mi)と相互作用し、システムは(ある確率にしたがって)新たな内部状態(Mj)に移行し、同時にある行動(B)を出力する(棘を抜こうとする)。機能的状態とは、Mi がシステムのそのような因果過程の中で、S, Mj, および B と相互作用しながら適切な因果的役割を果たす、ということによって実現される状態である。そして先ほどの多重実現テーゼによれば、この場合、たまたま<痛み>の機能的状態はヒトに固有の神経生理学的状態によって実現されているのだが、必ずしもそうである必要はない。その因果的役割は、タコやミズに固有の神経生理学的状態によっても、またははるかな星の上で進化したエイリアンの何らかの身体状態によっても、また痛みを感じないロボットの電子工学的状態によっても実現されうるだろう。機能主義を初めて哲学の論争舞台に送り出したパトナムによれば、痛みは、物理化学的状態としての脳の状態ではない。痛みは、それとはまったく別の種類の状態、つまり「生物体全体の機能的状態」である(Putnam [1967], p.433. 注 3)。

例えば<痛み>が多重実現される高階の性質だ、ということをもう少し見やすい形で言い直してみるなら、なぜ機能的性質が選言的性質だと言われるのかが分かりやすくなるだろう。そこで、x を心的状態をもつ任意の存在者、M を<痛み>という心的性質、Pn をそれを実現する何らかの実現性質だとすると、M は P1 によって実現されるか、あるいは P2 によって実現されるか、あるいは・・・であり、また、P1 が出現するか、あるいは P2 が出現するか、あるいは・・・であれば、M が実現される。つまり、心的性質は実現性質の選言によって実現されるわけである。

$$(MR): M_x \Leftrightarrow (P1_x \vee P2_x \vee \dots \vee Pn_x)$$

機能的性質と実現性質の関係を表したフォードの図(Fodor, [1974], p.128 を Antony [2003], p.5 風に改作したもの)



すると、なんとも困ったことに、ここにあからさまに現れているように、〈M〉という性質は、〈P1、あるいは P2、あるいは・・・Pn〉という選言的性質に他ならないように見える。しかし先ほど見たように、選言的性質はその存在そのものが疑われているのだった。となれば自然な成りゆきとして、心的性質は機能的性質として科学的に解明されるどころか、その選言性のゆえに、「一つの性質としての〈痛み〉などは存在しない」と宣告され、消去されるのではないか。不吉なことに、機能主義の創始者パトナム自身が、〈痛み〉の基盤状態の選言を単一の物理化学的状态だとして再定義するような還元主義者に対して、それは真剣に考慮するには及ばないアド・ホックな逃げ口上だ、と一蹴しているのである(Putnam [1967], p.437)。しかし、なぜ真剣な考慮に値しないのか。もしその理由が「それは選言的性質を意味するから」というものであるなら、性質〈M〉を機能的性質と呼ぼうと何と呼ぼうと、(MR)が示すように、〈M〉は実現性質の選言と外延が等しいのだから、〈M〉もまた、単一の一人前の性質だという身分を剥奪されざるをえない運命にあるように思われる。しかも、この場合、選言肢相互がヒトとロボットにおけるほど異なっていることを考えるなら、実在的なのは、それぞれの選言肢の方であって、それらの選言によって作られた〈M〉ではない、ということになるだろう。われわれは単なる選言化の操作によって性質を新たに作り出すことなどできないのだから、その選言に対応するのは、〈痛み〉という性質ではなく、「痛み」というただの述語にすぎない。

性質の存在論がなぜ心身問題に関わるのか、ということの答えの一つがこれである。もし心的性質というものが機能的性質という形でであれ自前で存在しないとすれば、それについての自律した科学、つまり心理学は厳密には成立しないだろう。というのも、衆目のほぼ一致するところ、科学は自律した本物の性質についての法則的關係を探求するものだからである。

2. キムによる批判とキムの還元主義

選言的性質に対する以上のような論点をさらに強力に展開したキムは、ついに、純粹な形での多重実現テーゼを捨て、また、かつて唱えた心的性質と物理的性質とのスーパーヴィーニエンス關係を不満足とし、それらの同一性を正面から主張するにいたった。これは、非還元的物理主義に対するキムの粘り強い攻撃の一つのをなすものであり、それにより、現在、新たな還元主義の復興がもたらされたように思われる(注 4)。それはまた、機能主義に対するキムの意図せざる攻撃の完成でもあった。

さて、一節を丸ごと使った長すぎる解説のあとで、ようやく本稿の目的を述べることができる。本稿は、一言でいえば、キムのその新還元主義に対する〈非還元的物理主義主義の逆襲 Revenge of Non-Reductive Physicalism〉である。つまり、私が本稿で求める道筋は、再び、心的性質の独自性を認めること、したがって、物理主義的に擁護可能な仕方では非還元主義を貫くことだ。そのためには、選言性と過剰決定に関するキムの二つの攻撃から逃れなければならないが、あとで見るように、性質を因果的効力という概念で理解する呪縛から解放されない限り、それは完全には果たされない。そこでまず(2 節)、性質の選言性に関するキムの主張をたどり、その還元主義のたどりつく先を明らかにする。キムの還元主義は、結局、機能的性質を一人前の自律した性質としては認めないがために、心的性質としての心的性質(mental property *qua* mental property)に因果的効力を与える、という彼の元々の目的を達成しそこなっている。また、多重実現性と性質の同一性を和解させようとするキムの機能的還元は、可能世界と(性質の)同一性に関する不整合な議論となっており、成功していない。しかしまた(3 節)、キムの批判を機能主義の側から行い、機能的性質を自律した性質として救出しようとした最近の試み(クラップとアントニー)も、

一見したほどには成功していない。というのも、機能的性質の独自性をそれぞれの実現性質の共通部分として確保する、という彼らの戦略は、結局、関係的性質であるはずの心的性質を実現性質の内在的性質と同一とし、相互にワイルドに異なっているはずの1階の実現性質の各々に同じ心的性質の存在を要請する、という混乱に陥っているからだ。そこで、最後に本稿が提案するのは、「性質の因果的効力」という概念を実質的に無効化した存在論を探ること、そして心的性質のエピフェノメナリズムという考えとうまくやっていく(to live with)道を探ることである。

では、さっそく、還元主義へといたるキムのルートを要約風にたどってみよう(Kim [1998], Ch.4)。

K-1. ネーゲルの還元に対するキムの不満

ネーゲルの還元とは、還元される側の理論の法則を、還元する側の理論の法則から導出することであるが、その二つをつなぐ橋渡し法則(bridge laws)は、しばしば、還元する理論の領域の述語(性質)と還元される理論の領域の述語(性質)が等外延的であること($M \leftrightarrow P$)を要求し、したがって、それは双条件法の形をされると言われる。そこで、機能的性質PがQ1、Q2、・・・という低次の性質によって実現されるなら、Pと対応させるべき単一の低次性質は存在しない。したがって、「 $P \leftrightarrow Q$ 」という形の双条件法的橋渡し法則も存在しない。しかし、もしMが心的性質で、P1、P2、P3によって、またそれらだけによって実現されるなら、その選言 $\langle P1 \vee P2 \vee P3 \rangle$ はMに対応する性質であるから、少なくとも「 $M \leftrightarrow (P1 \vee P2 \vee P3)$ 」は法則的に必然的である。

すると、橋渡し法則は、種もしくは構造に特定のなものとしてなら成立すると考えることができる。例えば、痛みが人間の場合はP1という神経生理学的状態によって、タコの場合はP2という神経生理学的状態によって実現されているなら、人間に相対化された条件法「 $H \rightarrow (\text{痛み} \leftrightarrow P1)$ 」や、タコに相対化された条件法「 $O \rightarrow (\text{痛み} \leftrightarrow P2)$ 」は、少なくとも法則的に必然的である(Hは<人間である>という性質、Oは<タコである>という性質を表す)。

しかし、ネーゲルの還元に対するキムの不満は、ここでまさに、クオリア、意識といった現象的性質を物理的世界の存在として回収できないのではないか、という物理主義者の不安(説明と存在のギャップ)と重なってますますふくれあがる。例えば、C 繊維の発火が痛みと対応するとして、なぜそうなのだろうか? C 繊維の発火に対してなぜ痒みや爽快感ではなく痛みが対応するのかを、橋渡し法則はどうやって説明できるのか? そもそもC 繊維が発火すると、なぜ何かを感じるのか? 心的性質の説明とはまさになぜ橋渡し法則が成り立つのかということを与えるべきものだから、それを説明せずに用いるネーゲルの還元は、心的性質に対するわれわれの理解を少しも前進させない、とキムは考える。つまり、ネーゲルの還元に現れる橋渡し法則「 $M \leftrightarrow P$ 」は、たかだか偶然的な法則であるがゆえに、すなわちある範囲の可能世界でしか成立しないがゆえに、概念「P」と「M」は別々のものとして存続する。したがって、概念的単純化は達成されない。また、同様に、性質PとMも別々のものとして存続するので、存在論的単純化も達成されない。

K-2. 機能的還元

しかし、以上の難点は、 $M=P$ であればすべてきれいに解消する。その場合、「M」と「P」のいずれもがクリプキのいう固定指示詞なら、つまりあらゆる可能世界で同一の性質を指示するなら、「 $M=P$ 」は端的に必然的であるから、「 $M \leftrightarrow P$ 」もその同一性に由来するものとして説明され、偶然的でなく必然的となる。つまり、キムにとって果たすべきは、「 $M \leftrightarrow P$ 」から「 $M=P$ 」への還元関係のジャンプである。さて、キムの提唱する機能的還元においては、Mはその因果的役割によって定義される2階の関係的性質だと解釈される。つまり、その典型的な原因と結果を記述する因果的特定化Hによって、Mは定義される。したがって「M」は、Hを満たす性質を指示する確定記述句、つまり非固定指示詞の一種である。さてそこで、PがそのHに合致する性質だとせよ。すると、「 $M = \langle P \text{ をもつ } \rangle$ という性質」である。ところが一般に、「 $\langle Q \text{ をもつ } \rangle$ という性質 = Q」なのだから、「 $M=P$ 」が帰結する。逆に言え

ば、MとPの両方ともがこうした関係的性質ではなく別個の1階の内在的性質であり、それらに対応づける橋渡し法則が偶然的なら、MとPの同一性を主張する望みはなかったであろう。

ここでは、還元される性質の機能化がポイントである。というのも、いま見たように、もしMもPも互いに独立した異なる内在的性質であるなら、「 $M \Leftrightarrow P$ 」の「 \Leftrightarrow 」を「 $=$ 」に代えることは問題外であるし、両者の対応関係は、もはや説明不可能な生の事実であらざるをえないからだ。Mを機能化することは、「M」を非固定指示詞化することである。Mは、他の性質との因果的／法則的關係によって定義される。しかしこの関係はその可能世界で成立している法則に依存しているから、ある性質がMの定義的な特定化Hを満たすかどうか、つまり実現関係は可能世界ごとにより変わる。したがって、「 $M=P$ 」の同一性は掛け値なしの必然性ではなく、偶然的なものになる。しかしそれは同時に、法則的必然性をもつ。すると、問題は高次性質の機能化可能性である。もし心的性質のすべてが機能的性質だと言えるなら、心身の還元は原理的に可能である。心的性質の機能主義化は、心身の還元にとっての必要十分条件である。

K-3. 機能的性質から機能的概念へ(Mの分解)

しかし、とキムは自問する。機能的性質Mがその実現性質Pと同一であるということは、Mが2階の性質(外在的／関係的性質)であり、Pが1階の性質(内在的性質)であるのなら、いかにして可能なのか？ ある対象が性質Mをもつということは、性質P1かP2かP3をもつことだとしてしよう。すると確かに、それは3つの性質のいずれかをもっている、という選言的命題、もしくは選言的事実が成立していることになる。しかしだからといって、Mを一つの一人前の性質だと考える必要はない。また、3つの選言肢的性質から成る一つの選言的性質だと考える必要もない。

(スミス、メイ、ワンのうちの)誰かがジョーンズを殺した。その誰かは、スミス、メイ、ワンの他のもう一人の人物でもないし、スミス-メイ-ワンという選言的人物でもない。この事情は性質に関しても同じである。したがって、「2階の性質」というよりも、「2階の記述」、「2階の性質指示詞 designator」、「2階の概念」という方が適切である。「Mをもつこと= $P1$ あるいは $P2$ をもつこと」だったとしても、「Mをもつこと= $\langle P1 \vee P2 \rangle$ という選言的性質をもつこと」というのは導かれない。この「 \vee (あるいは)」は、選言文の省略を意味するのであって、述語形成句ではない。したがって、2階の機能的性質を選言的性質と考えべきではなく、機能的概念と考えるべきなのだ。

しかし、そうすると、選言的述語、選言的性質、選言的説明をどう考えるべきだろうか。例えば、「痛風は足首に痛みをもたらす。関節炎も足首に痛みをもたらす。マリーは痛風か関節炎かいずれかを患っている。それゆえ、マリーは足首が痛い。」しかし、これでは、ある意味において説明は完了していない。ここにあるのは二つの説明の選言であって、一つの選言的説明ではない。この場合、二つの説明のうち一つは正しくて一つは間違っているが、われわれにはそれが分からないだけなのだ。

(D): 痛風か関節炎に罹っている患者はすべて足首に痛みをもつ。

この「選言的法則」を検証する場合を考えよう。これまでの確証事例(例えば、100万ケース)はすべて痛風患者のものであったとしてしよう。そして、関節炎患者の確証事例はないとしてしよう。このような場合、(D)が検証されたと言うべきではない。というのも、(D)は次のD1およびD2の連言「 $D1 \& D2$ 」と論理的に等値であり、この場合の確証事例はD2にはまったく関係がないからである。

D1: 痛風に罹っている患者はすべて足首に痛みをもつ。

D2: 関節炎に罹っている患者はすべて足首に痛みをもつ。

つまり、もしこの場合の事例が(D)を確証したとするなら、(D)は D1 と D2 の連言と論理的に等値なのだから、それが含意する D2 をも確証したことになるだろう。しかし、それは明らかに不合理である。したがって、(D)の前件に登場する選言的性質は、グッドマンのいう意味で投射可能でもなければ、法則的種をなすのでもない。ここで投射不可能とは、選言的性質<カラスあるいは机である>をもつある個体群(カラス)から別の個体群(机)へと、前者のもつ別の自然な性質<黒い>を一般には推論できないということだ。したがって、(D)は、選言的な前件をもつ一つの法則なのではなく、二つの法則の連言と考えるべきである。

結局、多重実現可能な性質 M は、その実現性質 P1、P2 などが互いに異質(heterogeneous)な種なのだから、因果的、法則的に異質であり、したがって投射不可能であるがゆえに、因果的説明に用いることはできない。M がもつ因果的効力は、それぞれの場合の実現性質の各々がもつ因果的効力に等しく、それゆえ、M のそれぞれの事例が果たすすべての因果的仕事は、実は、それぞれの実現性質 P1、P2、・・・がなしているのだから、M は、それぞれの場合の実現性質に分解されるべきだろう。たとえ、M 自身の存在が概念的、認識的、もしくは日常的には必要なのだとしても・・・最終的に、心的性質 M は、種や構造に相対的に物理的性質 Pi によって実現され、しかも可能世界によって Pi が異なることもありうる。したがって、M は、ある可能世界のある種もしくはある構造において Pi と同一である、としか言いえない。しかしその限りでなら、心的性質はその実現性質と同一である。したがって、機能的還元によっては、心的性質の一般的同一性までは主張できない。

キムの還元・・・多重実現と同一性の幻想

以上が、キムの還元主義の道筋である。さてそこで、キムの議論によれば、多重実現された機能的性質としての心的性質そのものはどうなただろうか？一言でいえば、プランティンガの言うように、あらゆる心的性質(例えば、<地球は丸いという信念をもつ>という性質)は因果的効力をもたないということが帰結する。なぜか。キム自身が先に示唆していたように、もはや一人前の性質としての心的性質は存在せず、その代わりに心的概念、もしくは心的記述が存在するが、何かが因果的効力をもつのは、それが概念や記述を満足するからではなく、性質を持つことによって(in virtue of having properties)のみだからである(Plantinga [2004], p.613)。

しかし、なぜこういうことになるのだろうか。まず、K-1 で述べられた「 $H \rightarrow (\text{痛み} \leftrightarrow P1)$ 」という主張と、K-3 におけるキムの還元、つまり「 $H \rightarrow (\text{痛み} = P1) \text{ in } W_n$ 」(W_n は特定の可能世界)という主張は意味が異なる。もしここでもなお<痛み>が一つの性質なら、これが、可能世界 W ごとに成立する「痛みと P1 との同一性」を意味することはできない。なぜなら、同一性は、もし成立するなら、端的に(simpliciter)あらゆる可能世界に渡って成立する形而上学的必然性を持つからである。つまり、各可能世界ごと、および各種・各構造ごとのキムの還元は、実は、同一性の必然性のゆえに成り立たない。なぜなら、もしどこかで「痛み = P1」なら、あらゆる可能世界のあらゆる種において、「痛み = P1」だからだ。ということは、さらにもし別の可能世界の別の種においては「痛み = P2」であるなら、同一性のもつ推移性により「 $P1 = P2$ 」になるが、これは痛みが多重実現する性質だということと相容れない。他方、もし他の実現性質 P2, P3,・・・はいずれも P1 と同一でないと主張したいなら(多重実現性)、「痛み = P1」なのだから、もはやそれらは痛みではないと言わざるをえなくなる。それゆえ、キムの還元によれば、<多重実現される限りでの痛み>は、もはや一つの性質とは言えなくなるだろう。したがって、もちろん、その限りでの痛みは痛みのゆえに(in virtue of being pain)何かを引き起こすことはない。つまり、因果的効力をもつことはない。

それゆえ、キムの還元では、機能的性質がもはや性質としての地位を剥奪され、例えば<痛み>が「記述」、「性質指示詞」、「概念」にすぎなくなるのは不可避免的なのである。そ

れでも確かに、P1, P2, …の各々は機能的記述、あるいは機能的概念を満足し、その限りで、それぞれの可能世界で〈痛み〉の機能を果たしていることになる。しかし、その概念／記述による説明、「このミズは痛みのせいで身をくねらせている」は、K-3 の「痛風あるいは関節炎」の場合を思い出してほしいのだが、一つの真正な因果的説明ではない。なぜなら、因果的説明をなしうるのは〈痛風である〉もしくは〈関節炎である〉という一人前の自然な性質であって、〈痛風あるいは関節炎である〉というような選言的性質ではなかったからだ(そんな選言的性質はそもそも存在しない)。それゆえ、〈痛み〉も一つの自然な(法則的)性質ではなく(それゆえ投射可能でなく)、せいぜいが異質な複数の性質を一括りにした概念や記述にすぎないがゆえに、ここにあるのは、P1, P2…といった異なる実現性質によるいくつもの異なった説明である。したがって、正確な因果的説明としては、痛みのせいではなく(そんな性質は存在しない)、「ミズはP3のせいで身をくねらせている」、ということになるだろう。しかし、それはとりもなおさず、心的性質 M が心的性質としては(quamenatl property)因果的説明を構成しえないということ、つまり因果的効力をもたないことを意味する。

それに対し、キムは心的性質をすべて消去したのではなく、それを分解し、その実現性質 P1, P2…のそれぞれを心的性質として確保したのだ、という反論があろう(実際、私の友人の一人は私信でそう述べた)。したがって、心的記述 M による因果的説明は、確かに心的性質 M による真正の因果的説明ではないが、それぞれの(物理的性質に還元された)心的性質による複数の真正な因果的説明の集まりであるのだ、と。

しかし、この反論は、心的性質の還元が可能であるのは、それがある機能的役割、つまり関係的役割を果たす限りでのことだ、というキムの還元の本質を見逃していると思われる。つまり、それぞれの実現性質 P1, P2…が現実世界でそれぞれ別個の心的性質 (Mp1, Mp2…)だとしても、それらは、可能世界相対的にしか問題の機能的役割を果たさないがゆえに、別の可能世界ではもはやそうした心的性質 (Mp1, Mp2…)ではなく、それゆえ心的記述による真正の因果的説明も構成しないのである。それをもう少し詳しく見てみよう。

痛みといった心的性質〈M〉が心的性質だとされるのは、それがある機能的役割を果たすからであった。しかし、その機能(記述)を満足する実現性質(1階の内在的性質)は、可能世界によって異なっているだろう。例えば、その機能(記述)「M」を現実世界で満足する実現性質は〈P〉、〈Q〉、〈R〉だが、別の可能世界W1では、別の性質〈S〉、〈T〉であるかもしれない(例えば、その世界の他の性質や自然法則が現実世界と異なるゆえに)。すると、性質〈P〉や〈Q〉は、正確には現実世界で〈M〉ではなく、分解された相異なる心的性質〈Mp〉や〈Mq〉だと主張したとしても、世界 W1 においては、問題の機能を満足しないのでそもそも心的性質ではなく、それゆえ〈Mp〉、〈Mq〉でもない。これは、先にも見たように、キムの還元がネーゲルの還元ではなく、まさに端的な同一性を打ち立てるものであったなら、ありえないことだろう。というのも、その場合にはあらゆる可能世界で、〈P〉=〈Mp〉だからである。それゆえ、キムの還元が、実現性質のそれぞれを細分化された心的性質として確保するというのは、大げさな誤解である。なぜなら、実現性質の各々が別個の心的性質である、というときの「である」が同一性「=」を意味しないのだとしたら、キムの還元は端的に成就されていないからである。したがって、われわれが先ほど心的性質〈M〉について確認した論点が、再び、細分化された心的性質と称される〈Mp〉や〈Mq〉に当てはまる。くどいかもしれないが、これを性質〈p〉から述べ直してみよう。そもそも実現性質〈P〉とは何であったか。〈P〉は、例えば夏目漱石があらゆる可能世界で夏目漱石という個体であるのと同じく、あらゆる可能世界で物理的性質〈P〉以外の何ものでもない。したがって、ここで再び、心的性質〈Mp〉であることは物理的性質〈P〉の偶然的性質に他ならず、キムの意に反して、両者はネーゲル的な法則的關係で結ばれる他はないのである。

さて、では、細分化された心的性質〈Mp〉による因果的説明はどうなるだろうか。キム

は、因果的説明と性質との関係を次の(S1)によって捉えている、と考えられる。

S1: 「M」という記述による説明が本物の因果的説明である ⇔ 記述「P」は自然な(選言的でない)性質<M>を指示する(選び出す)

しかし、ここで性質の同一性の根拠は、それがもつ因果的効力だと考えられているので(S2)、以下の(S3)が因果的説明の存在論的な根拠となろう。

S2: 性質<M>が自然な(選言的でない)性質である ⇔ 性質<M>はそれ固有の(選言的でない)因果的効力【p】をもつ

S3: 「M」という記述による説明が本物の因果的説明である ⇔ 記述「M」は(選言的でない)因果的効力【p】を指示する(選び出す)

もともとの問題は、例えば心的記述「痛み」が選び出す実現性質は、どうしてもなく選言的だということだった。それゆえ、心的記述「M」による因果的説明一般は、本物の因果的説明ではない。例えば、「このミズは痛みのせいで身をくねらせている」も、「このマゼラン星人は痛みのせいで身をくねらせている」も、このままでは真正の因果的説明ではない。むしろ、それらが真正の因果的説明を構成するためには、それぞれの実現性質に対応する何らかの記述「Q」、「R」による説明に分解されるべきであった。したがって、この場合の因果的説明は、「このミズは Q のせいで身をくねらせている」や、「このマゼラン星人は R のせいで身をくねらせている」ということになるだろう。そこで、新たな問題は、これらの説明が本物の因果的説明だとしても、両者ともになお心的記述による因果的説明なのか、ということだ。

これらの心的記述が真正の因果的説明を構成するには、それらが心的性質によって裏打ちされていなければならない(S1)。先の反論では、それらはそれぞれ、細分化された心的性質<M_q>や<M_r>であった。とすれば、それらは、それぞれ因果的説明の根拠である因果的効力【M_q】や【M_r】を持たねばならない(S3)。しかし、これらの因果的効力は、性質<Q>や<R>の本来の因果的効力なのだろうか。ここで、先の可能世界 W1 を思い出してみよう。そこでも性質<Q>や<R>は存在するが、機能的記述「M」を満たさないがゆえに、それらは心的性質ではなかった。しかし、それらもまた世界 W1 で、何らかの結果を引き起こし、したがって何らかの真正の因果的説明を構成するだろう。その場合、それらの説明が物理的性質<Q>や<R>による因果的説明だということは明白であり。その因果的説明の根拠は、それらの本来の因果的効力【q】や【r】である。「本来の」という意味は、性質<Q>や<R>は現実世界でも実現性質<Q>や<R>であることから分かるように、あらゆる可能世界で同一であり、そうである以上、それらの因果的効力【q】や【r】もあらゆる可能世界で同一だ(S2)、ということである。つまり、この観点からすると、物理的性質としての因果的効力【q】や【r】は、心的性質としての因果的効力【M_q】や【M_r】に存在論的に優先する。

しかし、性質<Q>や<R>が現実世界では物理的性質としてではなく、心的性質として因果的説明を構成しているというなら、その根拠【M_p】や【M_q】は、物理的性質<Q>や<R>の因果的効力【q】や【r】以上の(／以外の)何かでなければならない。しかし、キムの重要な論点の一つによれば、心的性質は、それがたとえ高階の性質であろうと実現性質の因果的効力を越える効力を何一つもつわけではない、ということであった。したがって、あらゆる可能世界において【M_q】=【q】であり、また【M_r】=【r】である。そうである以上、性質<Q>や<R>の現実世界での記述「Q」や「R」がいかなるものであろうと、それらを用いた説明は、心的記述による真正の因果的説明ではありえない。なぜなら、性質の因果的

効力というモデルに従う限り、因果的効力の同一性ゆえに、実現性質〈Q〉や〈R〉が現実世界では心的性質〈Mq〉や〈Mr〉として、しかし他の可能世界では物理的性質〈Q〉や〈R〉として、という具合に、都合よく分かれて因果的説明を構成することはできないからである。

ここには、性質の様相的同一性に関するキムの誤解があるように思われる。夏目漱石がどこかの可能世界で〈警察官である〉ゆえに誰かを逮捕するとき、明らかにそれは〈小説家である〉ゆえにではない。このとき、すべての可能世界において同一なのは、夏目漱石という個体である。しかし、「誰かの逮捕」という因果的出来事を説明するのは、あらゆる可能世界で同一であるその個体(夏目漱石)ではなく、その個体とその世界でもつ〈警察官である〉という性質だ。そこで、個体と性質のレベルを一段ずらして考えれば、明らかに、ミズやマゼラン星人の身のよじりを心的因果として説明するのは、あらゆる可能世界で同一の性質〈Q〉や〈R〉ではなく、それらが現実世界でもつ〈痛み〉という性質である。したがって、〈痛み〉は、〈Q〉や〈R〉といった1階の物理的性質と同一なのではなく、それらが可能世界ごとにもったりもたなかったりする2階の性質なのであるから、逆に〈Q〉や〈R〉が因果的説明を行うとき、それは、それらの性質が特定の可能世界でのみ持つ〈痛み〉という性質としてではないことになる。キムのように機能的性質と実現性質を同一とするなら、現実世界では、機能的性質が担うその性質ゆえの因果的説明が失われ、別の可能世界では、当の機能を果たさないにもかかわらずその実現性質を機能的性質だといわねばならなくなる。以上はすべて、性質に関するキムの中途半端な同一性の主張の結果である。

かくして、キムの還元は、心的性質としての心的性質に因果的効力を与えることに失敗した、と言わざるをえない。デイヴィドソンの非法則的一元論に対するキムの批判がまさに、心的性質の因果的無効力であったことを考えると、これはきわめて皮肉な結末である(注5)。とくに、可能世界と種に相対的な性質の同一性というキムの還元は、一方では機能的(心的)性質の多重実現性を尊重し、他方では物理的性質への還元(性質の同一化)をめざすという野心的な試みであったが、結局は混乱した妥協しか残さなかったように思われる。やはり、われわれは何かを捨てなければならない。

3. 因果的効力という神話

機能的性質の救出

キムの還元は、いま見たように、多重実現の承認と徹底した還元的同一化のはざままで不安定な状態にある。この不安定から脱出する道は、非還元的な機能的性質を認める方向か、あるいは多重実現性のアイデアを捨てて心的性質と物理的性質の端的な同一性を主張するか、のいずれかしか道はないように思われる。本稿では扱えないが、後者の道としては、ヘイルやロブらのトロープ論者のように、ある意味でキムの「分解された心的性質」を額面通りに受け取り、心的性質と物理的性質の同一性を、個体的存在としての性質(トロープ)同士の同一性として主張することができるだろう(Cf. Heil & Robb [2003])。これは、機能主義のアイデアをそっくりすべて捨てるだけでなく、普遍的な存在としての心的性質も諦めるという代償は払うものの、タイプ同一説の破綻の後になお還元主義者が取りうる一つの道であろう(注6)。

それに対し、私は前者の道、つまり多重実現する非還元的な性質の存在を擁護したい。そのための議論は、クラブやアントニーらの方向にある。しかし、私が彼らの議論の先に求めたいのは、選言的性質と同一でない、高階の性質としての機能的性質/心的性質の存在である。そしてそれを正面から求めることは、性質の因果的効力という神話を捨てることでもある。

まず、クラブとアントニーの議論を見ておこう。一般的には、選言的性質はナンセンスで

ある。キムの例にあるとおり、だれも、〈ハンバーガーもしくはピザ〉といった新種のスナックを食べられない。だから、性質を表すいくつかの述語を選言で結ぶことは簡単だが、それが真正の性質を指示する保証はない。しかし、すでに存在している自律した性質を後で選言化して一つの性質に仕立て上げるのはできないとしても、すでに存在している性質が、何らかの理由から、いくつかの述語によって選言的に(バラバラに)指示される方が一般的だということはあるだろう。例えば、もともと真正の性質であった多重実現性質が、われわれの認識の制約上、それを指示する述語を持ちにくい、あるいは持っているあまり用いられないといった理由で、その選言肢の述語に対応する性質群の方が自然な真正の性質だと認められることはあるだろう。その場合、元々の性質を表す〈実現性質の選言〉は、一見してたやすくアームストロングやキムの議論の餌食にされてしまうに違いない。

クラップが提出するそのような例は、〈色がついている being colored〉という性質である(Clapp [2001], p.125)。クラップは、冒頭で紹介したアームストロングの批判に対し、すべての選言的な述語が性質を指示するわけではない、ということからは、いかなる選言的な述語も性質を指示しない、ということを出てこない、と主張する。例えば、「青であるか赤であるか緑であるか・・・である」という(たぶん、無限の選言肢をもつ)述語は、アームストロングの例の「カラスであるか椅子であるかである」という述語と異なり、真正の性質を表す。それは〈色がついている〉という性質だ。この場合、〈青である〉や〈赤である〉という性質は、互いに〈色がついている〉という点において同一であり、それらは、事物に〈色がついている〉一つのあり方である。つまり、もしある事物に〈色がついている〉なら、それは「青であるか赤であるか緑であるか・・・である」他はなく、逆もまた成り立つ。言いかえると、〈青である〉という性質は、〈色がついている〉という性質を実現しているのだ。これをクラップは、選言肢となる各性質が、ある共通の性質Rの上にオーバーラップしている、と表現する。「選言的述語の選言肢がオーバーラップしていると言えるのは、選言肢のどれかを満足するどの可能な対象(あるいは出来事)もRを例化しなければならない、というようなそうした何らかの性質Rが存在する場合であり、その場合に限られる」(ibid., p.126)。ここで、Rが心的性質に見立てられているのは明らかだろう。

さて、もう一つ、アントニーの例。ドイツ語では、性別に関係なしに家畜牛を指示したいときは、「kuh」という語を用いる。それに対し、英語でそれを言おうとすると、「cow or bull」(雌牛あるいは雄牛)であるという言い方をせざるをえない。しかし、「kuh」が表す性質は真正であるが、「cow or bull」が表す性質はまがいだ、ということはない。両者ともに、〈家畜牛である〉という性質、〈being a member of Bovinae Bos taurus〉という性質を表している。その証拠に、「kuh」の外延上に投射可能ないかなる性質も、「cow or bull」の外延上に投射可能である。キムの論点をお返しするなら、語彙的に単一の名前をでっち上げることによって、それが表す非法則的な性質を法則的な性質に変更することができないように、法則的な性質を選言的に名指すからといって、それが非法則的な性質に変わるわけではないのだ(Antony [2003], p.9-10)。

しかし、こうして多重実現する機能的性質の存在を救い出したなら、再び、過剰決定と因果的排除の問題が襲いかかってくるだろう。つまり、機能的性質が独自に存在するなら、それが因果的出来事に関与すると言われるとき、本当は、機能的性質とその実現性質のどちらか一つだけが、因果的効力をふるっているものでなければならない。この問題への対処の地点から私はクラップやアントニーと袂を分かたが、ともかく、クラップの解決はこうだ。まずクラップは、一般に、性質の同一性は単一の因果的効力ではなく、因果的効力の集合によって与えられると考える。すると、ここがクラップの解決のミソなのだが、各性質に対応する因果的効力の間には共通の要素や部分集合といった概念が適用できるようになるだろう。この考えを生かせば、オーバーラップの下地となる共通性質というアイデアに、因果的効力による裏付けを与えてやることができる。例えば、それぞれ異なる色彩 C1, C2, C3, ... がそれぞれ異なる因果的効力 [c1], [c2], [c3], ... を持っているとしよう。このと

き、<色がついている>が真性な性質なら、それがもつ因果的効力【c】は、以上の因果的効力の積集合【c1】∩【c2】∩【c3】∩・・・、つまり選言肢全体の共通部分である。

要するに、機能的性質の因果的効力は、各実現性質の因果的効力の積集合(intersection)と考えられ、実現関係は次のように定義される(ibid., p.129)。

性質間の実現関係

PがQを実現するのは、【p】と【q】が Pと Q を構成する因果的効力の集合であり、かつ【p】⊂【q】である場合であり、その場合に限られる。

かくしてクラップによれば、例えば「と信じている」の因果的効力は、それを実現するさまざまな選言肢(実現性質)の因果的効力の積集合(共通部分)であるから、機能的性質と実現性質との関係は、全体と部分の関係になる。それゆえ、機能的性質を高階の性質と呼ぶのはミスリーディングとなろう。

このアイデアが、いかに過剰決定と因果的排除の問題をかわすかは見やすい道理である。問題は、低次と高次の二つの性質がそれぞれに異なる因果的効力を持ち、それらが同時に同じ結果を引き起こすのに用いられる、というところにあった。しかし、この見方では、両者の関係は全体と部分の関係なので、機能的性質に関わる因果的出来事であるに仕事をしているのは、実は、すべての実現性質に共通の因果的効力の部分だということになる。したがって、キムが指摘するような過剰決定は起きていない。

アントニーもまた、別のルートをたどって似たような解決に達している。彼女もまた、選言的性質は存在しないが、選言的述語が実在の性質を指示することはある、と考える。彼女にとって、性質が存在するとはそれが投射可能であることに他ならない(Antony [1999], p.13)。したがって、性質を表す述語が投射可能であるなら、それは当の性質が存在することの強い証拠となる。すでに何度も出てきたが、投射可能とは、例えばある性質<カラスである>をもつ個体群(カラス)に対して、他の性質<黒い>に関する一般化も可能だということだった。となれば、選言的述語が当てはまる性質が一般に投射可能であることはないだろう。というのも、その選言肢が相互に野放図に異質である(カラスと机)場合もあるからだ。しかし、ある選言的述語が、投射可能な述語と必然的に適用対象を同じくする(等外延的)なら、その選言的述語は実在の性質を指示すると言っていい。少し分りにくかもしれない。選言的述語はその選言肢の異質性ゆえに投射不可能だが、その述語が何らかの投射可能な述語と必然的に等外延的であるなら、その選言的述語が指示するのは実在の性質だ、という理屈である(Antony [2003], p.13)。例えば、フォーダーの例、経済学的な出来事である通貨交換を実現するのは相互に異質なさまざまな物理的状态であろうから、そのすべての選言を指示する述語「 $p_1 \vee p_2 \vee \dots \vee p_n$ 」を作っても、それは投射可能ではない。しかし、それはまさに投射可能な述語「通貨交換」と(その作り方からして)必然的に等外延的であるから、実在の性質<等価交換である>を指示する。とすれば、例えば心的性質<痛み>の実現性質の選言、およびそれを表す選言的述語はキムの言うように投射可能ではないとしても、それによって性質<痛み>は自然な性質としての存在を否定されるのではなく、心的述語「痛み」が投射可能であるがゆえに、実在の性質として、つまり自然種として確保されるのである。

しかし、投射可能な述語と必然的に等外延的な選言的述語と、そうでない選言的述語の違いはどこにあるのか。例えば、アントニーはキムに対するフォーダーの反論に従い、真正な多重実現性質は開かれた選言に対応するのに対し、まがいのそれは閉じられた選言に対応するにすぎないと述べる(ibid., p.15-6)。真正の多重実現性質に関しては、あらかじめ、どれとどれが実現性質であるかをリストアップすることができない。それに対し、キムの持ちだす例、宝石の翡翠(ジェイド)はまったく別の二種類の鉱石、硬玉(ジェダイ)と軟玉(ネフライト)から成るが、それはまがいの多重実現であって、性質<ジェイド>の実現性質

は、性質<ジェダイ>と<ネフライト>だけだとあらかじめ決まっている。つまり、この二種類の鉱石が<ジェイド>であるための共通の性質は本当は存在せず、それらはただ、<ジェダイ>であるか<ネフライト>であるかだけによって<ジェイド>であるにすぎない。それに対し、<痛み>は、それが人間の神経学的な状態によって実現されようと、ロボットの電子工学的な状態によって実現されようと、しかじかの機能的な役割を果たすかどうかはすべてのカギを握っており、それゆえその条件を満たすなら、いかなる未知の性質でも<痛み>を実現するということになる。

アントニーの言い方によれば、<ジェダイかあるいはネフライトである>ということの方が<ジェイドである>ことに存在論的に先立つ(ontologically prior)。しかし、<痛み>の場合には、<痛み>の方が、<人間のしかじかの神経学的な状態であるか、あるいはロボットのしかじかの電子工学的な状態であるか・・・>ということに存在論的に先立つのだ。それはこういう意味だろう。機能的性質は、その可能世界の歴史(進化史/宇宙史?)の上ではある時点から存在し始めるが、存在論的にはそれ以前にすでにその世界に存在してしまっているのである。では改めて、その自然な実在的な性質としての機能的性質の因果的効力は、実現性質の因果的効力と競合しないのか。機能的性質の性質としての根拠を投射可能性に求め、投射可能性をその性質が捉える自然な共通性に求める彼女にとって、答えは、本質的に先のクラップの場合と同じである。機能的性質Mの因果的効力は、そのすべての実現性質の因果的効力の共通部分(intersection)である(ibid., p.18)。

因果的効力という力のモデルから離れて

クラップとアントニーの試みは、機能的性質を自律した実在の性質として確保する一方で、それを高階の性質とせず、その因果的効力を実現性質の因果的効力の積集合(共通部分)とすることで過剰決定を回避することであった。彼らの議論は、非還元的物理主義が学ぶべき多くの洞察を含んでいるが、しかし私には、一つの致命的な問題を抱えているように思われる。それは、過剰決定回避のために、機能的性質を高階の性質とするのではなく、1階の実現性質の部分としたことである。ここには、少なくとも、内在的性質と関係的性質の混同がある。

彼らにおいても、機能的性質<F>の同一性の根拠は一群の因果的効力【f】である。そして彼らにおいては、この同じ因果的効力を1階の実現性質のすべてが共有するはずである。すると、この【f】に対応する機能的性質<F>は、1階の性質として、それぞれの実現性質の中に内在的に見いだされなければならないが、実現性質相互の異質性がきわめて大きい場合、そこに共通の内在的性質は形式的なもの(例えば、<性質である>のような)以外にはないであろう。クラップの色の事例やアントニーの牛の事例は、実現性質相互の類似性が本質的な要素になっていてそのことは見えにくい、<痛み>のような場合に、すべての実現性質の内在的な一部にそのような共通部分を求めるのは無理である。しかも彼らの事例は、そもそも実現性質が何かの機能的役割を果たすがゆえに機能的性質をもつというようなものではない(ある波長の<色>は、信号で人に注意を呼びかけるがゆえに<黄色>なのか?)。したがって、機能的性質が実現性質の部分であるという関係は、部分を内在的性質として考える以外にないがゆえに、成り立ちそうにない。もし内在的性質としてそのような共通部分がいったら、<雌牛>と<雄牛>を入れ替えても<家畜牛>という性質に変わりがないように、実現性質 P1 と P2 を入れ替えても同じ機能的性質が実現されるということになっただろう。しかし、それは、実現性質が機能的役割を果たすということを考えればまずありえない。

もともと、実現性質の共通性はそれが果たす機能的役割において存在していたはずであり、それゆえ機能的性質は、実現性質が適切な文脈で他の性質と結びつく関係的性質として理解されていたはずである。つまり、関係的性質は実現性質のもつ2階の性質のはずだ。例えば、<F>が機能的性質であるのは、<F>の実現性質<P>が、その文脈

において電子工学的性質、もしくは生物化学的性質として(qua electronic or biochemical property)ある因果的役割を果たすがゆえにであって、〈P〉がある機能的性質として(qua functional property)その因果的役割を果たすがゆえにではない。つまり、〈F〉の存在の根拠はこの場合〈P〉なのであって、〈F〉自身なのではない。つまり、性質〈P〉をもつ個体 a は、〈P〉のゆえに関係的性質〈F〉を持つのであるから、a からすると〈F〉は〈P〉のもつ性質、すなわち 2 階の性質なのである。それを踏み外して、〈F〉の因果的効力【f】が〈P〉の因果的効力【p】の一部だと主張することは、1 階の性質の一部が 2 階の性質だと主張することであり、それはいわば、個体 a の一部が性質だ主張するようなカテゴリーミステイクに他ならない。またそれは、機能的性質の実現関係を「〈F〉のゆえに〈F〉をもつ」という〈F〉の自己実現関係にしてしまうがために、「〈P1〉のゆえに、あるいは〈P2〉のゆえに、…〈F〉をもつ」という機能的性質の多重実現性とは根本的に相容れない。

彼らが 2 階の性質を 1 階の性質の一部だと主張する根拠には、K-2 でみたキムの主張、「Q をもつという性質 = 性質 Q」があるように思われる。しかしこれは、再びプランティンガに登場してもらおうが、様相的性質に関する混乱である。〈条件 C を満足させる性質をもつ〉という 2 階の性質は、条件 C を満足させる性質が何であれその 1 階の性質と同一ではありえない。例えば、次の(4)は、〈朝寝坊〉という性質が実際にチカの一番好きな性質であったとしても、(5)と同一ではありえない。

(4) 〈チカの最も好きな性質をもつ〉という性質

(5) 〈朝寝坊〉という性質

というのも、〈朝寝坊〉という性質がチカの最も好きな性質であるのは偶然的であり、したがって、別の可能世界では、チカは〈早起き〉という性質を最も好むような健康優良児タイプの子供かもしれないからだ。するとそのような可能世界では、人は朝寝坊でなくとも、チカの最も好きな性質を持つのであるから、両者の様相的性質が異なるゆえに両者は同一ではない(Plantinga [2004], p.609)。

かくして、もし機能的性質〈F〉を〈Q をもつという性質〉に対応させ、実現性質を〈Q〉に対応させたいなら、機能的性質と実現性質は同一ではない。それは、全体が部分と異なるという理由で同一性が成り立たないのではない。むしろ、キムも彼らも認めているように、性質〈Q〉は、その存在する可能世界の自然法則や他の性質群によっては、〈F〉を実現しないことがあるからだ。これは、機能的性質〈F〉が、実現性質〈Q〉の持つ偶然的性質であることを意味する。したがって、言いかえると同一性は必然的であることを要求するがゆえに、〈Q〉 ≠ 〈Q をもつという性質〉 = 〈F〉。

一言でいえば、比喩的であれ何であれ、例えば〈と信じている〉という性質が、人間の〈ニューロンのしかじかの発火〉といった神経生理学的性質の文字通りの一部分であると同時に、同じものとして、ロボットの〈電子回路上のしかじかの電子流〉といった電子工学的性質の文字通りの一部分でもある、ということは理解しがたいということだ。しかし、となると、機能的性質の因果的効力【f】と実現性質の因果的効力【q】は同一ではないのだから、ここで再び、過剰決定の問題が生じてくるように思われる。

しかし因果的効力とはそもそも何だろうか？

クラップとアントニーが 1 階の因果的効力の積集合(共通部分)という窮余の一策(?)に訴えたのは、ひとえにキムの過剰決定と因果的排除の議論を避けるためであった。しかし、もしこの因果的効力という概念が、性質を理解するための粗雑な比喩以上のものでなかったとしたら、彼らにはそうする必要がなかったであろう。そして、実際、性質を構成するものとしての因果的効力(causal power, causal efficacy)という古き良き概念には、形而上学

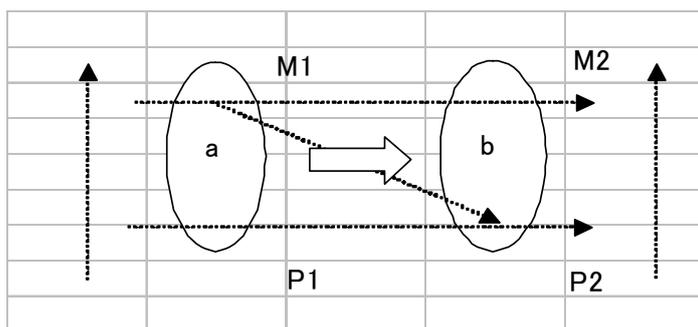
者たちの力のイメージがあるばかりで、少なくともそれが何であるかについての正確な理論というものは未だに存在しない。因果的な出来事にレベルの異なる性質が重なり合って関与する、ということが(認識論的にではなく)存在論的に認められるなら、それと衝突せざるをえない因果的効力という概念を、われわれはなぜ尊重すべきなのだろうか。むしろ、エピソード現象論への根拠のない不安と、漠然とした力の比喻のみが、性質の因果的効力という概念を支えているのではないか。この点では、性質にいかなる因果的力をも認めないデイヴィッドソンの存在論を、われわれはもう一度、真剣に検討してみる必要がある(注7)。

というわけで、私はここで、現在流通している因果的効力という神話を捨ててみることを提案したい。あるいはむしろ、性質の因果的効力という概念を、性質間の法則的/規則的關係から再構築された限りの、いかなる「力」とも無縁なものとして再構成したい。例えば、アントニーも先の二論文の随所で、因果的効力という概念に代えて、規則性もしくは法則性という概念に訴えている。それは私には、もっと先へと進むべき正しい方向であるように思われる。というのは、もし因果的効力という「力のモデル」から解放されるなら、機能的性質という高階の性質の存在と、層的な存在論を、これまでの個別科学の自律性ととも、支障なく受け入れられるようになるからである。

例えば、アントニーはこう述べる。「ある性質が投射可能であるのは、それがそれ独自の因果的効力の集合と連合している(しうる)、あるいは同一である(ありうる)、あるいは同じことだが、それが真正の規則性に関与している場合であり、その場合に限られる・・・」(Antony [1999], p.17, 強調は原著者)。というのも因果的効力というのは、彼女によれば以下のようなものだからである。「銀貨は十分な数があれば自動販売機からキャンデーを引き出すという力を持つが、私の銀の指輪はその力を持たない。しかしその代償に、私の指にはまるという力を持ちうる」(Antony [2003], p.18)。しかしこのようなものが因果的効力の中身であるなら、いっそ、「力のモデル」を捨て去ったらどうなのか? アントニーは、私の目から見れば、ほとんどそれに近いところまで歩み寄っている。過剰決定と因果的排除の問題に関連して、高階の機能的性質がどんな新しい因果的力を加えるのか、というキムの問いに、彼女はこう答える。「物理的なものの因果的閉包性を受け入れるなら、物理学の基礎的性質以外のいかなる性質も・・・その事例に因果的力を何もく加え<ええ>ない、ということに理があることを認めるべきである。・・・それゆえ問題は、このいわゆる[高階の]性質が何を加えるかではなく、この性質と関連する独自の因果的なレパートリー(causal repertoire)が存在するか否か、ということであるべきだ・・・」(Antony [1999], p.22, 補足は引用者)。つまり、「心的なものの自律性を示すのは多重実現ではなく、高階の性質が関与する規則性の実在性である」(Antony, [2003], p.18, 強調は原著者)。

最後に

私は、性質の存在保証は、スーパーヴィーニエンスを含めて、それが関わる法則性の中にあると考える。したがって、「因果的効力」という概念はその法則的な性質間の関わりから派生する二次的なものである。とくに、「力のモデル」に引きずられて、あたかも、二つの性質レベルの法則の並存や、レベルをまたがった一般化において、二つのビリヤードボールが第三のボールに衝突するようなイメージに惑わされる必要はない。以下の図において、因果関係(\Rightarrow)に立つのは出来事 a と b であり、それらがもつ性質 M1、M2、P1、P2、・・・は、その因果関係に何かの「力」をふるうわけではない。したがって、性質相互が因果関係に立つわけではないという限りでは、P1 \rightarrow P2 の間、M1 \rightarrow M2 の間、M1 \rightarrow P2 の間にも文字通りの因果関係があるわけではない。P1 \rightarrow M1、P2 \rightarrow M2 の間に成立する実現関係(逆向きに見れば、スーパーヴィーニエンス関係)も、因果関係ではないことに注目すべきである。



要するに、アームストロング(ずっと遡ればロック)以来の発想を逆転させて、性質は法則的な結合をするがゆえにいわゆる「因果的効力」と称されるものをもつのであって、因果的効力なる神秘的な「力」が性質にあらかじめ備わっているがゆえに互いに法則的な結合をするのではない、と私は主張したい。つまり、「因果的効力」という概念は性質間の法則的結合の別名である。性質はもともと過剰決定を生じさせるような「力」を文字通りにはもっていない。過剰決定が問題になるのは個体(個物)同士の因果プロセスにおいてにすぎず、しかも、レベルを異にした性質の共存(実現関係およびスーパーヴィーニエンス関係)が現に存在する以上、それらが個体間の因果関係の導管となる(／因果関係を説明する)際に、排他的に競合すると考える必要はない。

例えば、「その女性は冷えたビールがあると思って冷蔵庫を開けた」という出来事には、少なくとも、二つの性質レベルの説明が可能である。一つは、<冷えたビールがあると思う>という心的性質を彼女が持ったがために冷蔵庫を開けるという行為がなされた、というものである。他方は、彼女の脳の神経生理学的な性質がしかじかであったがために腕の筋肉がしかじかに収縮した、というものである。ここには一つの原因(出来事)と一つの結果(出来事)しか存在しない。ここで、(単純化して述べられた)二つのレベルの4つの性質はどれも、因果的な仕事をしていると考える必要はない。因果的な関係は、出来事同士の関係である。したがって、その出来事が持ついくつかの性質は、一人前の性質である限り、その出来事間の関係が法則もしくは(いかに粗いとはいえ)一般化として成立している事態を特徴づけるのに言及される。なぜなら、それらの性質間には、法則的ないし真に規則的な結合関係が成立しているからだ。したがって、性質の「因果的効力」とは、そのように言及される性質が法則的ないし真に規則的な関係に立つ、ということの言い換え以上でも以下でもない。

それゆえ、心的なものは、古典的な意味での「因果的効力」を持たないという意味でエピフェノメナである。しかし、それならば、この意味において、そしてこの意味においてのみ、他の個別科学のすべての性質どころか物理的性質もまた、同じくエピフェノメナである。「因果的効力」という概念を力学的な「力のモデル」という呪縛から解放するなら、これはそう驚くべき結論ではない(注 8)。ただし、いかなる因果説明も因果関係を作るわけではない。因果関係は、物理的性質が関与する物理的法則関係、およびそれにスーパーヴィーンする性質が関与する個別科学的法則関係として、因果説明に先だって存在する。

ただ、最後に、エピフェノメナリズムに関して気になることを一つだけ述べておこう。このようにエピフェノメナリズムを解釈しても、ある因果プロセスに実際に関与する性質(例えば、睡眠薬の化学的性質)と、関与しない性質(例えば、その薬の色)の区別は立てられねばならない。つまり、薬の色は変わってもその化学成分は同じように睡眠を引き起こすだろう。いま、性質の「因果的効力」から因果的力の概念を追いやったのだから、このことはい

かにして可能なのか？ これについての周到な議論は、稿を改めて与えるべきだと思うが、私の提案のアイデアだけを述べればこうである。もし問題の性質(葉の色)がわれわれの自然法則の成立するあらゆる可能世界においてその結果(睡眠)に結合しているなら、そしてその限りでのみ、われわれの直観に反して、その性質は本当に因果プロセスに関与しているのである。言いかえると、われわれの自然法則の成り立つあらゆる可能世界において、その種の因果プロセスのあらゆる場合にその性質が葉の物理的性質にスーパーヴィーンしているなら、そしてその限りでのみ(したがって、論理的スーパーヴィーニエンス関係は除かれる)、その性質は真に因果関係に関与しているのであり、古い言葉で言い直すなら問題の「因果的効力」をもっているのである。

本稿で擁護された非還元的物理主義は、心的性質が物理的性質によって実現されると主張する点で物理主義であり、心的性質が自律的だと主張する点で非還元主義である。だが、それらはいずれも、心的性質が機能的性質として理解される限りでのことであった。では、クオリア(感覚質)と意識は機能的性質なのか？ あるいは機能的な何かとして理解する道はあるのか？ この問題は、非還元主義のみならず物理主義一般がなお直面している深い困惑を示しているのかもしれない。

注

1. もちろん、これは、「この世界においてこれまでまったく例化されていない性質も存在する」という意味です。すでに世界に存在するのか、と問うているのではない。また、どんな性質も、言語によって表現されるまでは存在しないということを暗に言いたいわけではない(それは明らかに偽だろう)。ここで私は、アームストロングがいう例化の原理(Principle of Instantiation)に従っている。それによれば、性質(普遍者)が存在するためには、それを例化する個体が必要である、つまりどこかですでに例化されている必要がある(Armstrong [1978 b], p.9)。とはいえ、この「すでに」は、「その世界の過去・現在・未来のいずれかにおいて」という意味である。だから、ここで問題とされているのは、ある個体に関して真なる述語はすべて、それが述べるとおりの性質の存在を(その意味論的値として)含意しているのかどうか、ということである。

2. もともとのグッドマンの「グレー」の適用条件は、時刻に関して、「現在までに」ではなく「時刻tまでに」となっている。時刻tをどう設定しても、この帰納の謎は出現する。

3. 多重実現の根拠は、異なった種における神経構造の差異ばかりか、異なった個人における脳構造の差異にも見いだされる。よく引き合いに出される有名な例は、1980年に雑誌『サイエンス』に報告されたある若者の脳である。彼の脳は、通常人の1/45ほどの脳組織しかなく、その代わりに脳脊髄液で満たされているが、知的活動はまったく正常である。「彼はIQ126で、数学では最優秀賞を取り、完全に正常な社会生活を送っているが、事実上、脳を持っていないに等しい」(Roger [1980], p.1232)

4. 例えば、日本では、美濃 [2004] がキムの主張にほぼ全面的に沿った議論を展開している。ところで、キムの攻撃を構成するもう一つの柱は、過剰決定と排除問題に関する議論であり、柴田 [2004] はその見取り図と脱出のルートを描いたものである。

5. というのも、キムの目的は「根本的に物理的な世界において、心はいかにその因果的力をふるうことができるのか？」(Kim [1998], p.30)という問いに答えることだったのだが、彼によれば、いかなるものであれ、それが因果的力をふるうためには、それのもつ性質が因果的効力をもつ以外にはないからである。

6. 還元的なトロープ論によれば、ある個体(particulars)としての物理的性質は、何らかの機能を果たそうが果たすまいが、端的にある個体としての心的性質と同一である。したがって、心的性質は、機能主義のこのような意味で多重実現するのではない。むしろ、存在するのは、個体を包摂する普遍者(universals)としての心的性質ではなく、(個体として

の) 心的性質相互に成立する原初的關係としての「類似性」である。

7. 例えば、デイヴィドソンは、彼の非法則的一元論に対するキムらの批判に対しこう述べる。「私にとって、原因と結果を持つのは出来事(events)である。因果關係についての外延的な見方に立てば、・・・ある出来事が心的なものとして、あるいはその心的性質によって、あるいは何らかの仕方で記述されたものとして、何かを引き起こす(causing)と述べるのは、文字通りには意味をなさない。」(Davidson, [1993], p.13)。しかしそれはもちろん、心的性質や心的述語に限らない。「物理的出来事の因果的効力にとって、それらが物理的語彙によって記述されうるということは無關係である」(ibid., p.12)。

それゆえ、「性質<P>がある因果的役割を果たす」とか、「性質<P>が他の性質とある關係に立つ」といった本稿の言い回しは、本来なら、性質が因果關係の当事者だ誤解されないように改められるべきである。

8. エピフェノメナリズムに対して、われわれはもっと心を開いてもいいであろう。それは、毛嫌いされ、選択肢としては最初から放棄されてきたがゆえに、まだ概念的探索の行き届いてない未開の領域を多く含んである。例えば、キャンベルの最近の論文(Campbell [2005])は、エピフォビア(エピフェノメナリズム恐怖症)に挑戦しつつ、「説明的エピフェノメナリズム」をお薦めの内容としたものである(もっとも私からすると、キャンベルはなおも「因果的効力」の概念に絡みつかれている)。

参考文献

- Antony, L. M., 1999, "Multiple Realizability, Projectibility, and the Reality of Mental Properties", *Philosophical Topics*, Vol. 26, No. 1&2.
-----, 2003, "Who's Afraid of Disjunctive Properties", *Philosophical Issues*, 13, *Philosophy of Mind*.
Armstrong, D. M., 1978a, *Nominalism and Realism*, Cambridge University Press.
-----, 1978b, *A Theory of Universals*, Cambridge University Press.
Block, N. (1980) (ed.), *Readings in Philosophy of Psychology*, Vol.1, Harvard University Press.
Campbell, N., 2005, "Explanatory Epiphenomenalism", *The Philosophical Quarterly*, Vol. 55, No. 220,
Clapp, L., 2001, "Disjunctive Properties: Multiple Realizations", *The Journal of Philosophy*, Vol. XCVIII, No. 3.
Davidson, D., 1993, "Thinking Causes", in Heil & Mele [1993]
Fodor, J., 1974, "Special Sciences: or the Disunity of Science as a Working Hypothesis", *Synthese*, 28, in Block [1980].
-----, 1987, *Psychosemantics*, The MIT Press.
-----, 1997, "Special Sciences: Still Autonomous After All These Years", *Philosophical Perspectives*, Vol.11.
Gettier, E. L., 1963, "Is Justified True Belief Knowledge?", *Analysis*, Vol. 23.
「正当化された真なる信念は知識だろうか」(柴田正良訳), 『知識という環境』(森際康友編), 名古屋大学出版局, 1996.
Goodman, N., 1955, *Fact, Fiction, and Forecast*, Harvard University Press.『事実・虚構・予言』(雨宮民雄訳), 勁草書房, 1987.
Heil, J. and A. Mele (ed.), 1993, *Mental Causation*, Clarendon Press.
Heil, J. and D. Robb, 2003, "Mental Properties", *American Philosophical Quarterly*, Vol. 40, No. 3.

- Horgan, T., 1997, "Kim on Mental Causation and Causal Exclusion",
Philosophical Perspectives, Vol.11.
- 柏端達也, 2005, 「選言化する心と二元論的世界」, 『思想』、本号
- Kim, J., 1993, *Supervenience and Mind*, Cambridge University Press.
- , 1997, "The Mind-Body Problem: Taking Stock after forty
 Years", *Philosophical Perspectives*, Vol.11.
- , 1998, *Mind in a Physical World*, The MIT Press.
- 美濃正, 2004, 「心的因果と物理主義」, 信原 [2004] 所収.
- 信原幸弘(編), 2004, 『シリーズ心の哲学Ⅲ 人間篇』, 勁草書房
- Plantinga, A., 2004, "Evolution. Epiphenomenalism, Reductionism", *Philosophy,
 and Phenomenological Research*, Vol. LXIII, No.3.
- Prior, E. W., R. Pargetter and F. Jackson, 1982, "Three Theses about
 Dispositions", *American Philosophical Quarterly*, Vol.19, No.3.
- Putnam, H. (1967), "The Nature of Mental State," first published under the titl
 e "Psychological Predicates," and reprinted in Putnam [1975].
- (1975), *Mind, Language and Reality*, Cambridge University Press.
American Philosophical Quarterly, Vol. 19, No. 3.
- Roger, L., 1980, "Is Your Brain Really Necessary?", *Science*, 210.
- 柴田正良, 2001, 『ロボットの心』, 講談社現代新書
- , 2004, 「The Exclusion Problem とエピフェノメナリズム」,
 『理想』No.672.

なお、本論文は、平成16年度～18年度科学研究費研究課題「意識と感情をもつ認知システムについての哲学的研究」(代表者:金沢大学・柴田正良)の研究成果の一部を含んでいる。